

インド新会社法の概要

インド新会社法セミナー
(2014年10月16日)

Kojima
Law Offices

小島国際法律事務所
弁護士 雨宮 弘和
amemiya@kojimalaw.jp

©Kojima Law Offices 2017

2

Menu

はじめに

Chapter 1: 2013年会社法の施行状況

Chapter 2: みなし公開会社規制の緩和

Chapter 3: 2013年会社法下で検討すべき制度

Chapter 4: 取締役の居住性

Kojima
Law Offices

©Kojima Law Offices 2017

はじめに

- 本インド会社法セミナーの趣旨
 - 日本企業が直面している実務的な問題
 - 現地での対応方法
- 本論(第二部): 現地弁護士による解説
- 第一部では:
 - 前提となる重要概念
 - 込み入った説明を要する重要概念

Kojima
Law Offices

Chapter 1

2013年会社法の施行状況

Kojima
Law Offices

©Kojima Law Offices 2017

2013年会社法の狙い

1. 外国投資家にも分かり易いルールの提示
2. 煩雑または特異なルールの撤廃
3. コンプライアンス・ルール厳格化(要注意)
 - ・ 居住取締役、女性取締役、独立取締役
 - ・ 各種委員会(監査、指名報酬、CSR)

2013年会社法の施行状況

Date	会社法	会社法施行規則
2013.8.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年会社法成立(470か条) ・ 1か条につき施行 	
2013.9.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 98か条につき施行 	
2014.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 183か条につき施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法施行規則(会社法の施行済条文に対応するもの)につき施行
~	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解釈上の疑義につきMCAが順次クラリフィケーション 	

- ・ 未施行の2013年会社法の条文については、対応する旧法(1956年会社法)がいまだ適用される。
- ・ 解釈上の疑義に対するクラリフィケーションやルールの修正が未だ続いている。

Chapter 2

みなし公開会社規制の緩和

会社の種類(公開会社か否か)が重要な理由

非公開会社 (Private Company) と公開会社 (Public Company) は:

- 有限責任を享受するという点で共通。
- 遵守すべきコンプライアンス・ルールが異なる。
 - 2013年会社法において、その差異がさらに先鋭化。
 - 柔軟性に富む非公開会社 → **非公開会社の優位性**

非公開会社と公開会社



みなし公開会社と外国会社への拡張規定

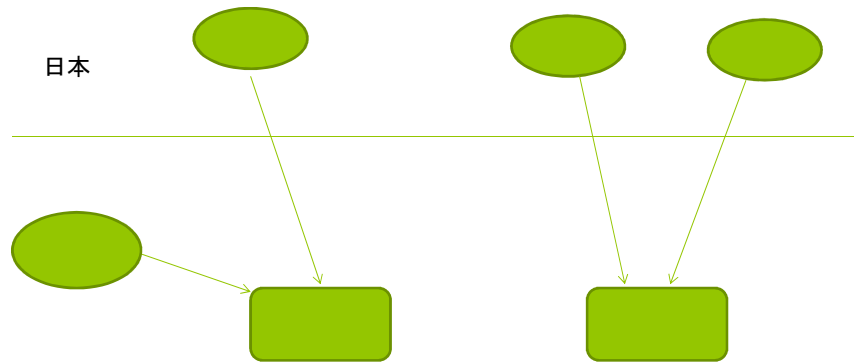
- 親会社が公開会社⇒子会社も公開会社
- 親会社が外国会社であったら？
 - その外国会社がインドで設立されたら公開会社に相当するか？
 - YES: 子会社は公開会社(1956年会社法4条7項)
 - 但し親会社が全て外国会社の場合を除く(同但書)



外国会社への拡張規定

当該拡張規定は、2013年会社法により撤廃、2014年6月25日付MCA通知によりクラリファイ

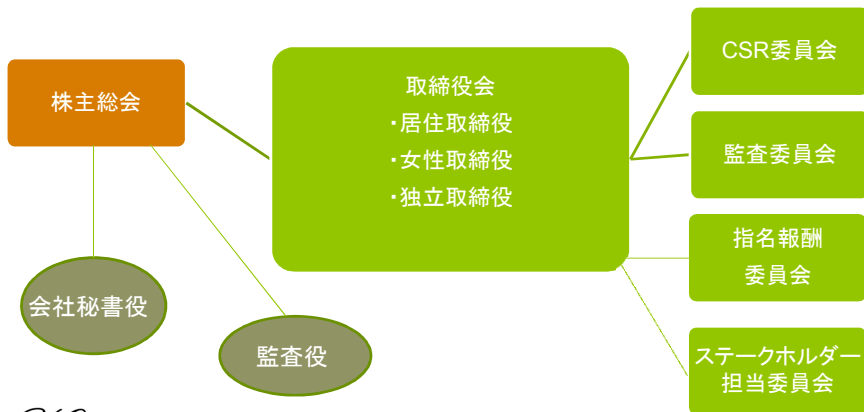
みなし公開会社の拡張(例)



Chapter 3

2013年会社法下で検討すべき制度

機関設計概観



2013年会社法下で検討すべき制度

- 会社の種類・会社の規模により必要となる制度が細かく分かれている(資料1参照)。
- すべての会社に共通して必要な：
 - 居住取締役
 - マネージング・ディレクター等の選任時の居住性

2013年会社法下で検討すべき制度 —非公開会社

- 居住取締役(常に)
- CSR委員会(会社規模による)
- 内部通報制度(借入額による)
- ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- 常勤会社秘書役(会社規模による)
- 内部監査役(会社規模による)

2013年会社法下で検討すべき制度 —(非上場の)公開会社

- 居住取締役(常に)
- 女性取締役(会社規模による)
- 独立取締役(会社規模による)
- CSR委員会(会社規模による)
- 監査委員会(会社規模による)
- 内部通報制度(借入額による)
- 指名報酬委員会(会社規模による)
- ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- 常勤主要経営層役職員(会社規模による)
- 常勤会社秘書役(会社規模による)
- 内部監査役(会社規模による)

2013年会社法下で検討すべき制度 —(上場の)公開会社

- 居住取締役(常に)
- 女性取締役(常に)
- 独立取締役(常に)
- CSR委員会(会社規模による)
- 監査委員会(常に)
- 内部通報制度(常に)
- 指名報酬委員会(常に)
- ステークホルダー担当委員会(ステークホルダーの人数による)
- 常勤主要経営層役職員(常に)
- 常勤会社秘書役(常に)
- 内部監査役(常に)

Kojima
Law Offices

©Kojima Law Offices 2017

Chapter 4

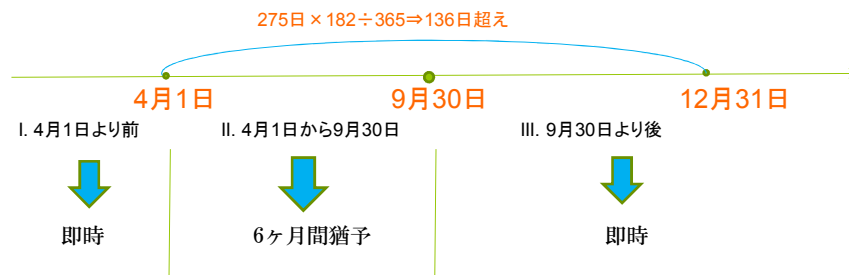
取締役の居住性

Kojima
Law Offices

©Kojima Law Offices 2017

居住取締役 (すべての会社に適用)

- 居住要件: 1年(前暦年)のうち182日以上
- 暦年で2014年度は?
 - 居住要件の基準期間: 2014年4月1日～同年12月31日(136日超え)
 - 設置の猶予期間: 設立のタイミングによる(3つの場面に場合分け)



マネージング・ディレクター等の選任時の居住要件 (すべての会社に適用)

- 選任対象:
 - マネージング・ディレクター(Managing Director)
 - 常勤取締役(Whole-time Director)
 - マネージャー(Manager)
- 居住性
 - 選任日の直前12ヶ月以上の「継続する期間」インドに居住していたこと